

平成23年度予算編成方針

平成21年度決算状況

本市を取り巻く状況は、長引く景気の低迷による企業収益の回復の遅れなどにより、地域経済は引き続き厳しい状況にあります。特に、雇用情勢への対応は喫緊の課題です。

このような中、平成21年度決算では、市税が減収となったものの、歳入の根幹である普通交付税が増額となったため、経常一般財源は前年度より若干上回りました。

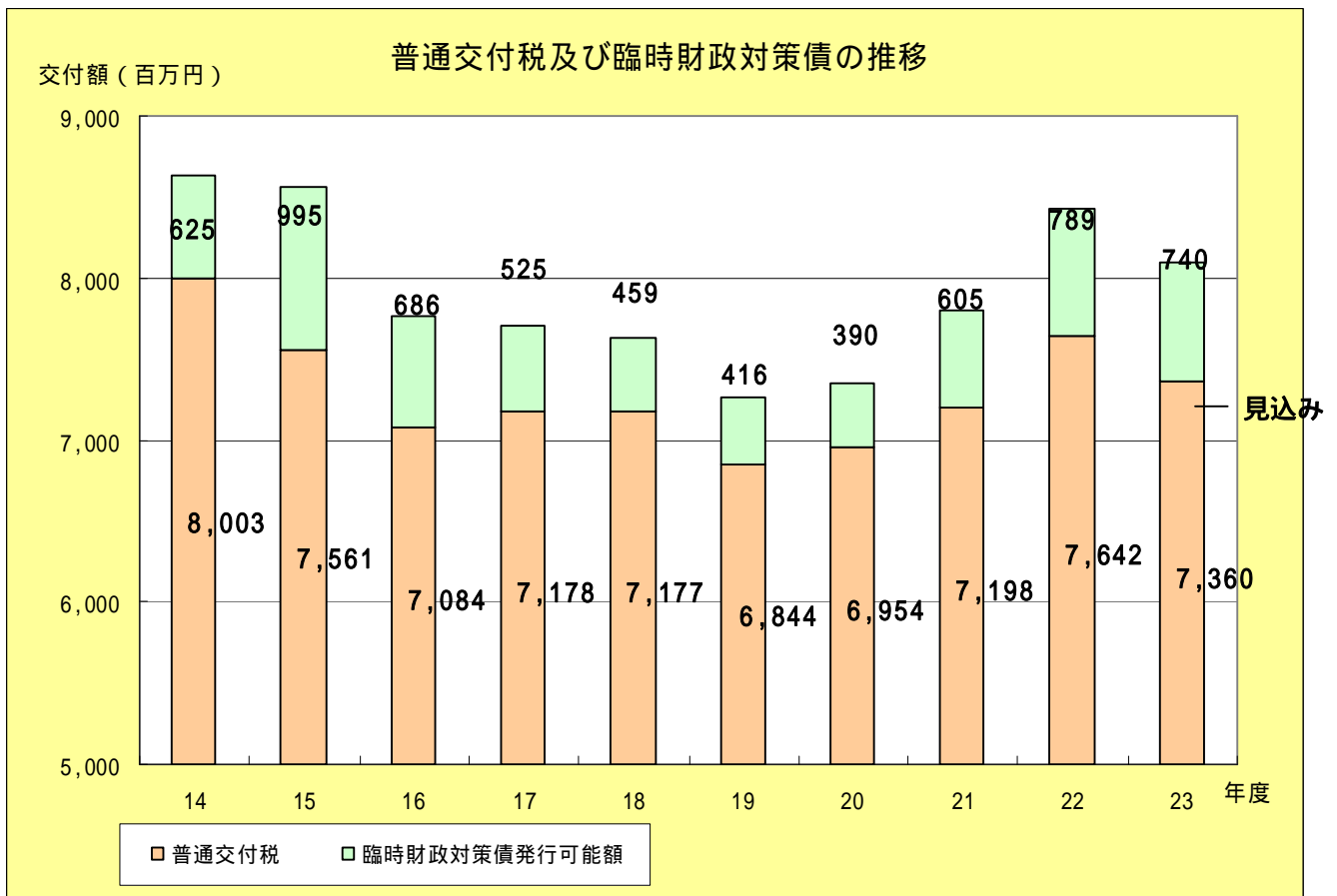
しかし、普通交付税のうち臨時的な算定項目である地域雇用創出推進費を除くと実質的に約1億円の減額となっています。

また、自主財源比率は前年度より悪化し22.9%と非常に低い状況にあり、地方交付税等に大きく依存した財政体質となっており、平成28年度以降の普通交付税の合併算定替え縮小を見据えた行財政運営が肝要です。

平成22年度地方交付税の状況

平成22年度の地方交付税は、新政権がマニフェストに掲げた「地域主権の確立」に基づき国の出口ベースで11年ぶりに1兆円以上増額されました。

本市における普通交付税については、前年度比6.2%の伸びを示しましたが、地方交付税の財源となる所得税や法人税等の5税が大幅に増加することは期待できないことから次年度以降について楽観視はできない状況にあります。



平成23年度の国の動向と本市の状況

国は、政権交代後の初めての本格的な編成となる平成23年度予算を「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）を着実に推進し、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算と位置付け、「概算要求組替え基準」（平成22年7月27日閣議決定）に基づき、配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改め、「新成長戦略」の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現するために、ムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保することが必要としています。

本市においては、本年度の国勢調査により地方交付税の算定の基礎となる人口が減少することが予想されています。前回の調査に比べ3%以上減少すると見込まれ、普通交付税等の減額は3億円を超えられると思われまます。

平成23年度予算編成の基本的な考え方

以上のことから遠野市総合計画後期基本計画が始まる平成23年度予算編成にあたっては、「政策課題への的確な対応」と「健全財政の取組強化」を基本とし、更なる創意と工夫により最少の経費で最大の行政効果が得られるよう緊張感を持って地域経営に取り組むものとなります。

記

1 予算編成における基本方針

遠野市総合計画の基本理念である「遠野スタイルの創造」と、将来像である「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向けて、次の5つの大綱について施策の選択と財源の重点化を図り、総合計画の着実な推進に努めるとともに、健全財政を堅持しつつ直面する課題や多様な市民ニーズに的確に対応していくものとする。

- 自然を愛し共生するまちづくり
- 健やかに人が輝くまちづくり
- 活力を創意で築くまちづくり
- ふるさとの文化を育むまちづくり
- みんなで考え支えあうまちづくり

2 政策課題への的確な対応

子育て支援施策の充実、高齢化社会への対応、雇用対策、基幹産業である農業をはじめとする産業振興、中心市街地の活性化と文化によるまちづくり、安心・安全な生活環境の整備など、地域の経済力をつけるために次の7点について取り組むものとする。

平成23年度は、遠野市総合計画後期基本計画（平成23～27年度）及び第二次健全財政5カ年計画の初年度であることから前期基本計画の成果を検証するとともに、後期基本計画に登載している事業を積極的に計上し、市民生活の充実と活力あるまちづくりに向けて事業の着実な推進を図ること。

平成21年度決算における市議会や進化まちづくり検証委員会の議論、後期基本計画、第二次経営改革大綱の策定等を踏まえ、事業効果、効率性等を検証し既存事業の徹底した見直しを行い、不要不急な事業はスクラップするなど真に必要な事業に限られた財源の最適配分を図ること。

雇用創出や子育て支援等の部課等横断的な行政課題については、総合的・横断的な推進を図るため、予め関係部課長等において関係施策の協議・調整を行い、当該施策の機能分担と体系化を図ること。

また、複雑多岐にわたる課題を解決するためには、市民、民間事業者、第三セクター等の知恵と力を集結し取り組む必要があることから、地域を巻き込んだ事業の推進を図ること。

ふるさと納税制度による財源を活用する事業を積極的に展開すること。

施策の立案にあたっては、各種審議会・団体等からの意見・提言など、市民の要請を十分に検討するとともに、年度内の執行に向け計画を吟味すること。

緊急かつ重要な政策課題の解決に効果が期待できる施策で、政策会議等の決定をみた事業については計上すること。

政府は、雇用・人材育成、地域活性化、社会資本整備等を柱とする平成22年度補正予算編成を指示しており、市としてはその補正予算に呼応して平成23年度に計画している事業を前倒して実施することも想定していること。

3 健全財政の取組強化

平成23年度予算は今後5年間の遠野市を支えていくものとなることから、現在策定中である第二次健全財政5カ年計画に基づき次の4点について取り組むものとする。

事業の選択と財源の集中

将来世代に責任が持てる財政の確立と行政サービスを維持向上させるため、あらゆる歳入の把握と確保に努め、歳出にあっては先例や慣例にとらわれず、「事業の選択と財源の集中」という視点に立ってスクラップ・アンド・ビルド方式を徹底することにより、健全財政を堅持し所要財源の確保を図ること。

経常的経費の見直し

後期基本計画事業及び臨時的な経費の財源を確保するため、経常的経費（その他の事業費）を見直す。施設等の管理的経費は一般財源ベースで前年度当初予算を上限とし、その他の事業費（市単独事業費）については、ゼロベースで見直すこととする。

このことから、所管の予算について部課等内で十分検討、調整を行うとともに年間を通じて適切かつ円滑な執行が確保されるよう配慮すること。

行政の役割の検証

地域主権改革、官民の役割分担の意義を踏まえ、全ての事務事業について行政が関与すべき事業か、市がやるべき事業か、事業の果たす役割は終わっていないかを徹底的に検証すること。

適切な歳入の確保

ア 現在、使用料・手数料等の見直しに係る視点に基づいて、見直し対象歳入所管課には検討を依頼しているところである。10月末までには方向性を決定するが、その結果を踏まえ適切に見積もること。

イ 市税をはじめとした一般財源についても、確実に検証して見積もること。

ウ 未利用市有地の処分を積極的に行い財源の確保を図ること。

4 予算編成方法

今回は平成23年度に向けての実施計画調整を行っていないことから、後期基本計画登載事業の精査をするため、次のとおり予算を編成する。

第一次予算編成 … 財政課長調整 11月下旬

【調整対象】 平成23年度に計上するすべての事業（後期基本計画登載事業を含む）

第二次予算編成 … 総務部長調整 12月下旬

【調整対象】 政策的経費及び財政課長調整に対する復活要求事業

第三次予算編成 … 市長査定 翌年1月中旬

【査定対象】 市長復活要求事業（政策課題及び総務部長調整に対する復活要求事業）

平成23年度予算確定 翌年1月下旬

5 留意事項

後期基本計画に登載されている事業が大幅に変更される場合は、経営企画室との協議を十分に整えておくこと。

その他、別紙「平成23年度予算編成留意事項」によること。

平成23年度予算編成留意事項

平成23年度予算は、次の留意事項により編成すること。

1 全般的事項

- (1) 平成23年度から始まる遠野市総合計画後期基本計画、第二次遠野市経営改革大綱及び第二次健全財政5カ年計画との整合を図り、また主要な施策と課題（市長ヒアリング）となっている取組みについて確実に実施すること。
- (2) 法令等の定めに基づく事業は、国の制度の改正等その動向に十分留意し、最も合理的な基準により編成すること。
- (3) 事務事業の内容については、住民サービスの向上と財政効果が一体的に図られることに留意し、市民協働や民間委託を積極的に推進すること。
- (4) 予算の計上に伴い条例、規則等の改正等が必要な事業は、その整備を併せて進めること。

2 歳入に関する事項

歳入は、法令等その他根拠及び積算の基礎を明確にし、対象、数量、率等を十分検討して算定すること。

(1) 市税

制度改正の動向、経済情勢の推移、実績等を勘案し、各税目に渡って課税客体の厳正な掌握に努め、確実な年間収入を算定すること。

(2) 分担金及び負担金

法令等による分担率・負担率の定めのあるものを除き、その適正化を検討し算定すること。

(3) 使用料及び手数料

前年度実績額等を考慮し、確実な年間収入を算定すること。

(4) 国・県支出金

国県の予算編成状況、制度改正に伴う削減又は合理化、一般財源化等の状況に留意し、補助・負担率、基準単価等を的確に把握して算定すること。

また、事業内容、事業効果等を精査検討し、安易に受け入れないこと。

なお、県支出金においては、国庫財源を伴うものか県単独の支出金かを明確にしておくこと。

(5) 財産収入

財産管理の適正化及び運用の合理化に努め、処分価格、行政財産使用料等に的確な検討を加え、周到な処分計画に基づき算定すること。特に、未利用市有地の処分は、積極的に推進すること。

(6) 繰入金

他会計及び基金との関連等を検討して算定すること。

また、基金の取崩しによる繰入については、基金の設置目的等に留意すること。

(7) 繰越金

当初予算では、原則整理科目とすること。

(8) 諸収入

現行料金等に検討を加え、適正額を算定すること。

(9) 市債

後期基本計画を勘案し、地方交付税による財源措置のある市債の選択的導入に配慮し算定すること。

(10) その他

ア 歳入の確保と納税者・負担者の公平性堅持のため、滞納繰越のある科目については、より積極的な収納対策や滞納整理に努めること。

イ 各科目を通じ過大見積及び過小見積を避け、適正な財源を算定すること。

ウ 経営改革推進本部で見直しとされた使用料・手数料等については、その検討内容を踏まえて算定すること。

3 歳出に関する事項

歳出は、客観的な視点で事務事業の優先順位を選択し、事業の必要性和実績、効果を勘案しながら次のことに留意し算定すること。

(1) 義務的経費

次に掲げる経費は所要額とする。

ア 人件費、扶助費、公債費

イ 債務負担行為に基づく経費

ウ 災害復旧事業費

ただし、扶助費については単価や対象人数等を十分に精査すること。

(2) 施設管理的経費

平成22年度当初予算の一般財源額を上限とする範囲内で算定すること。

(3) 後期基本計画登載事業

後期基本計画登載事業についてもヒアリングを行うので、積算内容を精査して算定すること。

(4) 臨時的経費

平成23年度のみ単年度事業費と位置付け、必要性を十分検討して算定すること。

(5) 政策的経費

政策的経費は、緊急性が高く、市長が特に必要と認めた事業とする。

(6) その他の事業費

その他の経常的な事業についてはゼロベースの視点で事業費を精査した上で算定すること。

(7) その他

ア 団体等への補助金について、補助団体の事業内容・決算状況などの実態を把握すること。

イ 国県補助金や団体等からの補助金など特定財源の削減分は、市単独事業へ振り替えないので留意すること。

ウ 安易な流用を避けるため、前年度の流用内容を確認し、算定漏れや科目誤りが無いよう再確認すること。

4 特別会計及び公営企業会計について

特別会計及び公営企業会計は、会計設立の趣旨に基づき、一般会計と同様の予算を編成すること。

公営企業会計については、独立採算及び受益者負担の原則に従い歳入確保、経費節減等を図り、経営の改善合理化等を十分検討し編成すること。

その他の特別会計については中期経営計画を策定し、将来にわたる運営を視野に入れ歳入の確保、経費の節減に努めるとともに、安易に一般会計からの繰入金、補助金等に財源を求めることのないよう編成すること。一方、弾力的な予算執行が行えるよう、適切な予備費も計上すること。

なお、編成にあたっては事業費の財源内訳（特定財源・一般財源）を明確にすること。

5 その他に関する事項

- (1) 予算の編成にあたっては、必ず部・課内で検討し、主要な施策と課題（各課市長ヒアリング資料）を必ず整理すること。
- (2) 補正予算の編成についてはこれまでと同様、下記の位置づけによる編成とする。

補 正 予 算	6 月	当初予算成立後 2～3 ヶ月を経過しているにすぎないことから補正予算編成の必要性も少なく、また事務手続の簡素化、軽減の観点から補正予算を編成しない。ただし、政策的に重要なものについては、政策会議の決定方針に従い補正予算を編成する。
	9 月	地方交付税や国庫（県）補助金、前年度決算に基づく繰越金（歳計剰余金）等に係るもの、又は当初予算編成時から半年を経て、その間に生じた事由に予算上も対処すべき必要性があることを明確に示すことができる場合に補正予算を編成する。
	12 月	国庫（県）補助金の認証の増減に伴うもの、給与改定に伴う人件費等を中心に補正予算を編成する。
	3 月	年度最終の予算調整とし、計数整理的な内容を中心に補正予算を編成する。 ただし、経常的経費で軽微なものは決算で不用額として処理する。 また、最終的な歳入歳出予算の動向、特に依存財源の動向を可能な限り正確に把握した上で対処すべき必要性があることを明確に示すことができる場合にその月末に更に補正予算を編成する。
	随 時	災害対策等年度途中で生じた新たな事情に対処すべき必要性が生じた場合に補正予算を編成する。

- (3) 予算要求のヒアリングに当たっては、算定の根拠となる見積書、工事や委託業務の内容や仕様、データ等を事前に揃えた上でヒアリングに臨むこと。